

株 主 各 位

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

株式会社 **TKC**

代表取締役社長 角 一 幸

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 師走の候、株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成26年12月18日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット）による議決権の行使]

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（69頁から70頁まで）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成26年12月19日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館 6階会議室
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- (報告事項)
1. 第48期（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
 2. 第48期（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果の報告の件

(決議事項)

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使を重複して行われた場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tkc.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過及びその成果

##### 1. 当事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人及び税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの2つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① TKC統合情報センター（全国9都市）によるコンピュータ・サービス
  - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
  - 2) データストレージ・サービス
  - 3) ダウンロード・サービス
- ② TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス
  - 1) インターネット・サービス
  - 2) イン트라ネット・サービス
  - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
  - 4) データベース・サービス
  - 5) データストレージ・サービス
  - 6) データバックアップ・サービス
  - 7) データセキュリティ・サービス
- ③ パソコンまたはクライアント・サーバに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザに対する総合的な教育研修サービス

## 2. 当社グループの通期業績の推移

株式会社TKCおよびその連結子会社等4社を含む連結グループの当期における経営成績は、売上高が54,502百万円（前期比2.6%増）、営業利益は6,192百万円（前期比3.8%増）、経常利益は6,401百万円（前期比3.5%増）、当期純利益は3,604百万円（前期比2.2%減）となりました。

当期の売上高・営業利益・経常利益は前期実績を超える結果となりました。その主たる要因は、会計事務所事業および地方公共団体事業の両部門において、いずれもクラウドサービスの受注が順調に伸展しソフトウェアおよびシステム立ち上げに係る売上が増加したことによります。なお、当期純利益が前期と比較し減少した要因は、平成26年3月に公布された復興特別法人税の前倒し廃止による法定実効税率の引き下げに伴い、繰延税金資産を取り崩したことにあります。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

### (1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ① 会計事務所事業部門における売上高は39,772百万円（前期比1.9%増）、営業利益は5,446百万円（前期比1.4%増）の業績となりました。
- ② コンピュータ・サービス売上高は、前期比3.3%増となりました。これは、中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」をはじめとするクラウドサービスの利用件数が伸展していることによるものです。
- ③ ソフトウェア売上高は、前期比3.2%増となりました。これは、FX4クラウドの利用法人数が伸展し、ソフトウェアレンタル売上が増加したことによるものです。
- ④ コンサルティング・サービス売上高は、前期比11.1%減となりました。これは、FX4クラウドについて、クライアント・サーバ型システムからクラウドサービスへの移行が進み、ハードウェア保守料収入が減少していることによるものです。
- ⑤ パソコン、サーバ等のハードウェア売上高は、前期比2.4%減となりました。これは、平成26年4月9日をもってマイクロソフト社がWindowsXPのサポートを終了したことと、平成26年4月1日からの消費税増税の影響による需要増により、パソコンの新機種へのリプレースが堅調に推移する一方で、クラウドサービスへの移行の伸展により、サーバの需要が減少したことによるものです。

## (2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ① 地方公共団体事業部門における売上高は11,453百万円（前期比5.3%増）、営業利益は726百万円（前期比47.4%増）の業績となりました。
- ② コンピュータ・サービス売上高は、前期比3.1%増となりました。これは、基幹系システムのクラウド化の伸展とともに、クラウド基盤利用料が増加したことによるものです。
- ③ ソフトウェア売上高は、前期比27.4%増となりました。これは、子ども・子育て支援新制度の創設に伴うシステム開発や、臨時福祉給付金等のシステム改修対応を行ったことによるものです。
- ④ コンサルティング・サービス売上高は、前期比2.9%減となりました。これは、前期は地方税電子申告に関連する導入支援業務が増加しましたが、当期においては全団体会で地方税電子申告受付環境の整備が完了したことによるものです。
- ⑤ パソコン、サーバ等のハードウェア売上高は、前期比23.5%減となりました。これは、TASKシステムについてクライアント・サーバ型システムからクラウドサービスへの移行が進み、サーバの販売台数が減少していることによるものです。

## (3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

- ① 印刷事業部門における売上高は3,277百万円（前期比2.2%増）、営業利益は6百万円（前期比92.6%減）の業績となりました。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比7.7%増となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退が続いているものの、新たな定期大口帳票案件の獲得により受注が増えたことによるものです。
- ③ データプリントサービス関連商品の売上高は、前期比1.8%減となりました。これは、前期は選挙関連商品の受注がありましたが、当期はこれがないことに加え、官公庁の大口スポット商品等が減少したことによるものです。
- ④ 営業利益の減少は、ビジネスフォーム関連の大口受託により、版下作成等の費用が増加したことによるものです。

### 3. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、顧客である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会（平成26年9月30日現在の会員数は1万700名）との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

#### （1）TKC全国会の活動について

##### ① TKC全国会創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標

TKC全国会では、「TKC全国会創設50周年に向けての政策課題と戦略目標」を掲げ、TKC会員事務所数の拡大と関与先企業数100万社を目指した戦略目標を設定するとともに、「中小企業の存続・発展の支援」に向けた積極的な取り組みを行っています。

その具体的な戦略目標は以下のとおりです。

- 1) TKC会員事務所数：1万超事務所
- 2) TKC会員事務所の税理士数：1万5,000人
- 3) K（継続MA Sシステムの徹底活用）・F（TKC自計化システムの普及）・S（税理士法第33条の2による「書面添付」の実践と「記帳適時性証明書」の決算書への積極的な添付と開示、「中小会計要領」の普及）：各50万社
- 4) 巡回監査士数：2万人
- 5) 企業防衛加入関与先企業数：30万社

##### ② TKC全国会の重点活動テーマ

平成26年1月17日に開催されたTKC全国会政策発表会において、政策課題と戦略目標を実現するためのロードマップが発表され、統一行動テーマ「Chance, Change and Challenge 未来を拓く。TKC会計人の新成長戦略2021!」が掲げられました。

TKC全国会では、創設50周年までの期間を3つに分け、その第1ステージとなる平成28年12月末までの具体的な活動を以下のとおり定めています。

- 1) 会計指導力を強化し、企業の存続発展に貢献しよう
  - a. 経営者の計数管理能力の向上を支援する（TKC自計化システムを活用）

- b. 関与先企業の業績管理体制の構築を支援する（継続MASシステムを活用）
  - c. 巡回監査を通じて月次決算体制の構築を支援する（巡回監査支援システムを活用）
- 2) 書面添付を推進し、税理士業務の完璧な履行を目指そう
- a. 書面添付実践事務所数を拡大する
  - b. 書面添付実践件数を増やす
  - c. 書面添付の記載内容の充実を図る
- 3) 決算書の信頼性向上を図り、金融機関との連携を深めよう
- a. 「記帳適時性証明書」を決算書に添付する
  - b. 税理士法第33条の2による書面を決算書に添付する
  - c. 中小会計要領（または中小会計指針）に準拠した決算書を作成する
- 4) 会員数の拡大活動に参画し、組織の活性化を図ろう

こうしたTKC全国会の活動は、当社が提供するシステムやサービスの活用が前提となっています。当社ではTKC会員が社会の変化への確に対応していけるよう、中小企業の存続と発展に役立つコンピュータ・サービス、ソフトウェアなどの開発・提供へ積極的に取り組んでいます。

## (2) 高まる税理士への社会からの期待

TKC全国会の活動の背景には、税理士が果たす役割に対して社会からの期待が高まってきていることが挙げられます。

「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業経営力強化支援法）」（平成24年8月30日施行）により、税理士・税理士法人等は、中小企業に対する経営支援の担い手として公的な支援機関である「経営革新等支援機関」（以下、認定支援機関）に位置づけられました。

また、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（経営者保証に関するガイドライン研究会）でも、経営者に対して事業計画の作成や業績見通し、およびその進捗状況等の財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保が求められ、信頼性の向上の観点から「外部専門家（公認会計士・税理士等）」による検証とその結果を併せた開示が望ましいとされました。

### (3) 「TKC経営戦略2021」と営業組織体制の見直しについて

当社は平成26年1月に「TKC経営戦略2021」を発表しました。これはTKC全国会の戦略目標達成支援を目的とするもので、当社が果たすべき役割を「TKC会員事務所数1万超事務所」と「TKC自計化システム50万社」の2つと定め、それに対する施策をまとめたものです。

また、この活動をより効果的に実行するため、平成26年4月1日付で営業組織体制の見直しを行い、第3四半期からは新たな体制の下で以下の3つに注力して活動を展開しました。

#### ① 「TKC会員事務所数1万超事務所」達成に向けた活動

TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会は、「TKC会員事務所数1万超事務所」を実現するための会員増強活動計画を掲げ、さまざまな活動を展開しています。

当社では全国で20のTKC地域会に設置された会員増強プロジェクトと連携し、TKC会員から未入会税理士の紹介を受ける活動を実施するとともに、個別の訪問活動等を通じて継続的に入会促進を行うべき対象を絞り込み、会計事務所経営セミナーやTKC会員事務所の見学会への参加促進などの活動を行いました。

こうした活動の結果、当期におけるTKC全国会への入会数は過去5年間で最高の300名となりました。

#### ② 「TKC自計化システム利用企業50万社」達成のための活動

中小企業に対する自計化推進活動（「FX2」と「e21まいスター」の推進活動）

当社では、中小企業経営者が自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに、経営改善計画の進捗状況の確認を支援する自計化システム「FX2」と「e21まいスター」の普及促進に注力しています。

当期においては、その利用促進策として新たな処理方式の開発・提供と会員事務所に対する価格政策をとるとともに、TKC社員がTKC会員事務所と同行して関与先経営者に直接提案する、より積極的な活動スタイルへ転換しました。

こうした活動の結果、社員が同行した関与先企業の約70%でTKCシステムが採用され、当期の自計化システムの利用企業の増加数は過去最高となり、平成26年9月30日現在で20万社超の関与先企業に利用されています。

### ③ 中堅企業に対する自計化推進活動（FX4クラウドの推進活動）

当社では、TKC会員事務所の中堅優良関与先の離脱防止と関与先拡大を支援するため、年商5億～50億円規模の中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」を提供しています。当期においては、TKC全国会中堅企業自計化推進プロジェクトが掲げる目標・純増5,000社（期間：平成24年1月～26年12月末）達成を支援するため、推進対象企業の把握とともに、「TKC会員によるサポート」や「経理業務の合理化」「迅速な意思決定の支援」を積極的に訴求し、利用促進に注力しました。

こうした活動の結果、「FX4クラウド」の利用企業数は、平成26年9月30日現在で約5,400社となっています。

### （4）「TKC全国会7000プロジェクト」への支援活動

TKC全国会では、平成26年3月20日に開催されたTKC全国会正副会長会において、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」へ積極的に取り組むことを決議しました。これは、認定支援機関として登録したTKC会員が関与先企業の経営改善計画策定を支援し、平成27年3月の事業終了までに7000件の利用申請を実施することで、社会からの期待に応えようというものです。

当社では、このプロジェクト活動の支援を通じて「経営改善計画書」の策定に役立つ継続MA Sシステムの活用を促進するとともに、認定支援機関である未入会税理士に対してTKC会員の積極的な取り組みとそのノウハウを紹介してTKC全国会への入会を促進しました。

### （5）「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

#### ① 「記帳適時性証明書」の提供

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、「記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性〈会社法第432条〉と電子申告に関する証明書）」を発行しています。これは、過去データの遡及的な加除訂正処理（追加・訂正・削除）を禁止する当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを、株

式会社TKCが第三者として証明するものです。

記帳適時性証明書は金融機関からも高く評価され、平成26年9月30日現在、三菱東京UFJ銀行の融資商品「極め」をはじめ商工組合中央金庫など全国39の金融機関において、融資や金利優遇の判断に記帳適時性証明書を用いる融資商品が発表されています。

当社では、積極的な広報・広告活動を通じて、記帳適時性証明書の認知度向上と理解の促進を図りました。

## ② 中小会計要領の普及支援活動

TKC全国会では、「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成」の基盤となる「中小会計要領」の活用を戦略目標の一つに掲げ、その普及促進活動へ取り組んでいます。

当社では、当期において、決算書の個別注記表に中小会計要領に準拠している旨の記述があることを確認できるよう「記帳適時性証明書」を改訂するとともに、TKC会員に対する研修開催を支援しました。こうした活動の結果、平成26年9月30日までに約5,700事務所が中小会計要領を活用し、適用企業数は15万6,000社超となっています。

## (6) 改正消費税法への対応について

平成26年4月より適用する消費税率が改定されました。

当社の財務会計システムは、かねてより消費税の複数税率に対応しており、大きなシステム改訂等を行うことなく対応を終了しました。

## (7) 関与先拡大支援

### ① 中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、グループの成長戦略として海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理体制の強化が必至となっています。また、IFRS（国際会計基準）については、上場企業を中心に任意適用企業が増加しています。

税務分野においては連結納税制度の適用法人が年々増加し、その裾野は中堅・大企業から中小企業へと広がっています。さらに、全ての市区町村が地方税電子申告の受付を開始したのを受け、今後、中堅・大企業においても電子申告の利用が急速に進むことが予想されます。

当社では、このような環境の変化を捉え、中堅・大企業向けに「TKC 連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsolITax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」ほか）を積極的に推進しています。

当期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成26年9月30日現在の会員数は約1,100名）と連携して「連結納税」や「グループ経営管理」「平成26年度税制改正」「電子申告」「決算早期化」をテーマとしたセミナーを開催し、TKC連結グループソリューションの利用促進を行いました。また、当社システムユーザーに対して、企業グループ全体の決算・申告に係る業務を網羅する当社システムの強みを生かしたクロスセー ルスを実施しました。その結果、決算の早期化を目的とした子会社の会計システムの統一化を図る企業が増え、FX5の利用数拡大につながりました。

さらに平成25年11月からは、電子申告システム「e-TAX法定調書」「e-TAX償却資産」、平成26年8月より「e-TAX消費税」の提供を開始し、TKC連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。特に、e-TAX法定調書は、総務省や日本郵政スタッフ株式会社など多くの企業に採用されています。

こうした活動の結果、中堅・大企業市場を担当する企業情報営業部は6期連続の2桁成長を実現し、TKC連結グループソリューションの利用企業数は、平成26年9月30日現在で約2,300企業グループ（約1万5,100社）となっています。

なお、これらの企業グループにおいては、利用システムのコンサルタントとして紹介したTKC会員が子会社の税務顧問に就任する事例や会計・税務に関する各種コンサルティング・サービス業務を受託する事例が増え、中堅・大企業市場におけるTKC会員の関与先拡大にも顕著な成果を上げています。

## ② 海外展開支援

海外展開を進める中小企業および中堅・大企業への支援策を強化するため、海外展開支援室（平成26年1月1日付）を新設しました。また、平成26年1月に中小・中堅企業の経営支援の一環として、海外展開に関する国・関係機関の各種施策などを網羅的にまとめたポータルサイト「海外展開支援ナビ」を開設したほか、各国の会計システムと連携し、親会社が海外子会社の経営状況をリアルタイムで容易に把握することのできる「海外ビジ

ネスモニター（英語名：Overseas Business Monitor）」の提供を平成26年4月より開始しています。

さらに平成26年5月には、移転価格税制などをテーマに「海外展開リスクマネジメントセミナー」（基調講演講師：経済産業省貿易振興課）を開催しました。

## （8）法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる26万件超（平成26年9月30日現在）の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には約85万3,000件の文献情報、46の「専門誌等データベース」を収録し、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成26年9月30日現在で約1万4,500超の機関に利用されています。

当期においても、株式会社ぎょうせいとの共同販売体制によるTKCローライブラリー基本サービスセット、交通事故関連やビジネス法務関連など実務に役立つコンテンツを軸とした販売促進へ取り組むとともに、登録5年未満の弁護士を対象とした「法律事務所実務セミナー」を定期的で開催し好評を得ました。これにより、弁護士や企業法務部等の実務家への販売強化を図っています。

アカデミック市場では、厳しい経営環境にある法科大学院に対してコストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案し、現在71校で利用されています。また、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援するための演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）に司法試験の過去問題の追加や、学生の履修登録、施設予約などの事務手続きを支援する新機能を追加するなど、大幅なレベルアップを図りました。

さらに「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売は、大韓民国や台湾をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、平成26年9月30日現在で50件超のライセンスが利用され、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

#### 4. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

##### （1）「TKC行政クラウドサービス」の開発・提供

地方公共団体向けクラウドサービスとして、人口50万人程度までの市区町村を対象とする「TKC行政クラウドサービス」を提供しており、その利用ユーザーは約900団体に達しています。このサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されます。

なかでもTASKクラウドサービスは、当社データセンター(TISC)を運用拠点として全国の市区町村が単一のパッケージシステムを共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）できることから、総務省が推進する「自治体クラウド」の観点からも注目され、基幹系（住基・税）サービスでは平成26年9月30日現在、「大槌町・野田村・普代村自治体クラウド」「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」（18町村）や「いばらき自治体クラウド基幹業務運営協議会」（4市町）などを含む全国約50団体で稼働しています。当期においては基幹系サービスで新たに6団体を受注しました。

なお、TASKクラウドサービスは番号制度へ対応するとともに大幅な機能強化を図り、平成27年春より「新世代TASKクラウド（番号制度対応）」として提供を開始する予定で、当期はこの開発に取り組みました。

##### （2）住民向けサービスの拡充

住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として、総務省が推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の市区町村を対象にクラウド方式で提供する国内唯一のサービスで、平成26年9月30日現在で10団体において稼働しています。

### (3) 法律および制度改正等への対応

#### ① 番号制度への対応

平成27年10月からスタートする番号制度対応に伴う各種機能の追加を図りました。また、顧客団体の円滑な制度導入を支援するため市区町村職員向け研修会を各地で開催するとともに、「条例改正のポイント」や「特定個人情報保護評価支援ツール」の提供などを行いました。

#### ② 地方公会計の統一的な基準への対応

平成26年4月30日に公表された「『今後の新会計の促進』に関する研究会報告書」（総務省）を受け、これまで複数存在していた会計方式が一本化され、市区町村に対して今後3～5年程度のうちに「複式簿記の導入」「固定資産台帳の整備」を前提とした統一基準による財務書類の作成が求められる見込みです。当期においては、新会計基準に対応した公会計システムの提供に向けた分析・設計を進めました。

#### ③ 社会保障と税の一体改革への対応

「社会保障と税の一体改革」の伸展に伴い、市区町村ではその対応が急務となっています。このうち社会保障制度改革では、「子ども・子育て」「医療介護」「年金」「貧困・格差・低所得者対策」の分野で各種施策が進められており、当社ではこれらに完全準拠したシステムの提供に向けた分析・設計を進めています。当期においては、平成26年10月から準備事務が開始される子ども・子育て支援新制度に対応して、事務局として6市町の実務担当者で組織されるシステム研究会の運営を支援するとともに対応システムの開発へ取り組み、平成26年9月30日現在で100団体超において採用いただきました。

## 5. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷およびデータプリントサービス事業を軸に製造・販売を展開しています。

当期の売上高は、前期に受注した選挙関連商品が当期はなかったことに加え、官公庁の大口スポット商品等の受注減があり、データプリントサービス関連商品の売上高が減少しました。一方でビジネスフォームの大口案件の獲得などにより、前期比2.2%増の売上高となりました。

### 1-2. 対処すべき課題

各事業部門の対処すべき課題は次のとおりです。

#### 1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門では、会計事務所と中小企業の発展に貢献することが重要な経営課題であると捉え、今後もTKC全国会の諸活動との密接な連携を図るとともに、TKC会員の活動を支えるシステムやサービスの開発・提供を通じて、その活動を支援してまいります。

(1) 小規模企業でもパソコン会計システムは必需品となっており、大多数の企業がすでに何らかの自計化システムを導入しています。そのため、多くの商談で他の会計システムベンダーと競合する状況となっています。当社では、以下の取り組みを通じてシステムの競争力の強化を図り、優位性を訴求することで他社との差別化に努めます。

① 当社システムの「強み」は税務と会計にあります。その特長は、法令および会計基準への完全準拠性を堅持しながら、関連する税務申告書と連動させ、会計・税務・電子申告の「一気通貫」を実現していることです。今後も、法令改正や制度変更迅速・的確に対応し、こうした強みをさらに強化してまいります。

② 当社システムの最大の特長は、単にシステムやサービスの提供にとどまらず、税務と会計の実務に精通したTKC会員がシステムの導入から運用まで、きめ細かなサポートを行い、企業の適法・適正な税務と会計の処理を支援していることにあります。当社では、こうしたTKC会員の業務品質のさらなる高付加価値化を支援するため、会員への支援体制の強化を図ります。

(2) TKC全国会の戦略目標を達成するためには、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会が掲げるTKC会員事務所1万超事務所体制の実現が前提となります。当社では、TKC会員と連携した会員増強活動へ取り組み、TKC全国会の戦略目標の達成に貢献します。

- (3) TKCローライブラリーの利用拡大を目指し、LEX/DBインターネット等の主要コンテンツの機能を強化するとともに、実務家の業務を支援するデータベースや専門誌等のデータベース化によりコンテンツを拡充することで、法律事務所の業務を支援してまいります。

## 2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門では、今後も最新のICTを活用した革新的な製品やサービスの開発・提供を通じて、住民の利便性向上と行政の業務効率化を支援することが重要な経営課題であると捉え、次のとおり取り組みます。

### (1) 番号制度開始後を見据えた新たな住民サービスの開発

平成28年1月の番号利用、ならびに平成29年7月の情報連携のスタートにより、市区町村においては個人番号を活用してさらなる利便性向上を図る新たな住民サービスの提供が期待されています。このため、国の動向等を注目しつつ最新のICT（タブレット端末やスマートフォン等）を活用し、「新世代TASKクラウド（番号制度対応版）」と連携した新たな住民向けサービスの開発に取り組みます。

### (2) 最適な業務プロセスの実現

地方公共団体市場における当社の強みは、ワンパッケージで提供する業務アプリケーションとアウトソーシングサービスを組み合わせ、自社データセンターで運用するクラウドサービスにあります。これらの強みを生かしながら、柔軟性や拡張性、安全性といったクラウドコンピューティングの特長を採り入れ、最適なコストで、最適な業務プロセスを実現できるシステムを継続して探求します。

## 3. 印刷事業部門の対処すべき課題

当グループの印刷事業部門では、得意先のダイレクトコミュニケーションへの貢献を掲げ、アナログ印刷技術とデジタル印刷技術を融合した受注体制、生産体制を構築し、引き続きデータプリントサービス商品の拡販を中心として、以下へ取り組みます。

- ① 新規顧客の開拓により、データプリントサービス関連商品の販売促進に注力します。
- ② アナログとデジタルを融合した印刷技術を得意先に提案し、その顧客とのダイレクトコミュニケーションへ貢献します。
- ③ 既存得意先との関係をさらに深め、シェアアップを図ります。
- ④ 得意先の基盤を直需に転換し利益率を高めます。

- ⑤ 顧客ニーズへの対応、他社との差別化による提案型の営業展開、生産コスト削減のため新技術開発へ継続して取り組みます。
- ⑥ 品質の向上と安定・維持、また品質障害の防止のため「品質検査」を強化します。
- ⑦ さらなる内製化を進めることで外注比率を下げ、コスト削減を図ります。
- ⑧ 顧客・取引先企業からの信頼を得るため、「プライバシーマーク」「ISO27001」に基づき情報セキュリティ対策をさらに強化します。
- ⑨ 「ISO14001」取得の環境配慮型企業として、損紙の削減を図るとともに、使用済み糊の浄化処理や大豆を主原料とするインキへの切り替えをさらに進めます。

#### 4. 全社の対処すべき課題

##### (1) 法令を完全に順守したシステムの提供

当社の業務は、税法、会社法、民法、金融商品取引法、地方自治法などの法律に深く関わりながら、高度な社会的責務を持つ税理士・公認会計士および地方公務員の業務遂行を最新のICTを媒介として支援することにあります。このため、当社においては引き続き法令の改正に迅速に対応できるよう、システム開発体制を整備していきます。

##### (2) グループガバナンスシステムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、諸規程を体系的にまとめ上げ、グループガバナンスシステムの向上に取り組みます。

##### (3) 働きがいのある組織風土の醸成

「経営の行動指針」に基づき、個人とチームワークを尊重した職場づくりへ努めるとともに、「顧客への貢献」の実現に必要な従業員の能力開発を積極的に行うことにより、「働きがいのある組織風土」の醸成を推進します。

##### (4) 業務継続性の確保

大規模な自然災害など不測の事態が発生した際にも、全ての当社顧客が業務の継続あるいは早期再開ができるよう、引き続き既存サービスの強化・拡充へ取り組みます。

### 1-3. 資金調達等についての状況

#### ① 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

#### ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ④ 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 吸収合併又は吸収分割による事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 他の会社の株式又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

#### 1-4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                   | 第 45 期<br>平成23年 9 月期 | 第 46 期<br>平成24年 9 月期 | 第 47 期<br>平成25年 9 月期 | 第 48 期<br>平成26年 9 月期 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高                 | 53,635百万円            | 53,387百万円            | 53,115百万円            | 54,502百万円            |
| 経 常 利 益               | 5,421百万円             | 6,431百万円             | 6,186百万円             | 6,401百万円             |
| 当 期 純 利 益             | 3,000百万円             | 3,112百万円             | 3,685百万円             | 3,604百万円             |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 | 112円33銭              | 116円66銭              | 138円44銭              | 135円55銭              |
| 総 資 産                 | 67,037百万円            | 69,588百万円            | 72,723百万円            | 75,266百万円            |
| 純 資 産                 | 51,945百万円            | 53,958百万円            | 57,421百万円            | 59,906百万円            |

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                   | 第 45 期<br>平成23年 9 月期 | 第 46 期<br>平成24年 9 月期 | 第 47 期<br>平成25年 9 月期 | 第 48 期<br>平成26年 9 月期 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高                 | 50,314百万円            | 50,082百万円            | 49,355百万円            | 50,616百万円            |
| 経 常 利 益               | 5,380百万円             | 6,352百万円             | 6,056百万円             | 6,367百万円             |
| 当 期 純 利 益             | 2,990百万円             | 3,110百万円             | 3,626百万円             | 3,581百万円             |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 | 111円96銭              | 116円57銭              | 136円22銭              | 134円68銭              |
| 総 資 産                 | 62,503百万円            | 64,765百万円            | 67,819百万円            | 69,882百万円            |
| 純 資 産                 | 49,149百万円            | 51,112百万円            | 54,479百万円            | 56,934百万円            |

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

#### 1-5. 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 子会社の状況

| 会 社 名            | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|------------------|--------|----------|-----------------------|
| 東京ラインプリンタ印刷株式会社  | 100百万円 | 55.0%    | 印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売 |
| T K C 保安サービス株式会社 | 10百万円  | 100%     | 警備・営繕及び清掃業務           |
| 株式会社スカイコム        | 403百万円 | 89.8%    | ソフトウェア・プロダクトの開発・販売    |

### ③ 企業結合の成果

1. 当社の連結子会社は、上記の子会社の3社であります。
2. 当期の売上高は54,502百万円（前期比2.6%増）、当期純利益は3,604百万円（前期比2.2%減）であります。

#### 1-6. 主要な借入先及び借入額（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

#### 1-7. 主要な事業内容（平成26年9月30日現在）

| 事業内容                 | 主要サービス・商品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 売上高比率 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 情報処理サービス             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス</li> <li>② データストレージ・サービス</li> <li>③ ダウンロード・サービス</li> </ol> </li> <li>2. TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス               <ol style="list-style-type: none"> <li>① インターネット・サービス</li> <li>② イン트라ネット・サービス</li> <li>③ クラウド・コンピューティング・サービス</li> <li>④ データベース・サービス</li> <li>⑤ データストレージ・サービス</li> <li>⑥ データバックアップ・サービス</li> <li>⑦ データセキュリティ・サービス</li> </ol> </li> </ol> | 35.1% |
| ソフトウェア及びコンサルティングサービス | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス</li> <li>2. 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発・提供</li> <li>3. TKC税務研究所における事例研究と情報提供サービス</li> <li>4. データセキュリティ体制の構築支援のための保守サービス</li> <li>5. ユーザーに対する総合的な教育研修サービス</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                     | 41.5% |
| 事務代行及び仲介サービス         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生命保険会社を対象とした関与先企業の保険契約者の保険料の集金事務代行を含む団体事務受託業務</li> <li>2. 損害保険代理業</li> <li>3. 会計事務所及びその関与先企業への業務・商品の仲介業務</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 7.5%  |
| オフィス機器販売             | 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 8.4%  |
| サプライ販売               | TKCコンピュータ会計システムの利用に伴う事務用品等の販売                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 7.5%  |

## 1-8. 主要な営業所（平成26年9月30日現在）

|                      |        |           |
|----------------------|--------|-----------|
| 栃木本社（本店）             |        | 栃木県宇都宮市   |
| 東京本社                 |        | 東京都新宿区    |
| システム開発研究所            |        | 栃木県宇都宮市   |
| インターネット・サービスセンター     |        | 栃木県宇都宮市近郊 |
| 統合情報センター（9拠点）        | 北海道    | 北海道札幌市    |
|                      | 東北     | 宮城県仙台市    |
|                      | 栃木     | 栃木県宇都宮市   |
|                      | 東京     | 東京都練馬区    |
|                      | 中部     | 愛知県春日井市   |
|                      | 関西     | 大阪府茨木市    |
|                      | 中四国    | 岡山県岡山市    |
|                      | 九州     | 福岡県古賀市    |
|                      | 沖縄     | 沖縄県那覇市    |
| 統括センター（7拠点）          | 北日本    | 宮城県仙台市    |
|                      | 関東信越   | 埼玉県さいたま市  |
|                      | 首都圏    | 東京都新宿区    |
|                      | 東海北陸   | 愛知県名古屋市   |
|                      | 近畿     | 大阪府大阪市    |
|                      | 中四国    | 岡山県岡山市    |
| 九州                   | 福岡県福岡市 |           |
| SCGサービスセンター（56拠点）    |        |           |
| 地方公共団体事業部地域営業所（11拠点） |        |           |
| サプライ事業部支社（2拠点）       |        |           |

## 1-9. 使用人の状況（平成26年9月30日現在）

### ①企業集団の使用人の状況

| 使用人の数  | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 2,503名 | 18名減        |

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

## ②当社の使用人の状況

| 使用人の数  | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|--------|--------|--------|--------|
| 2,203名 | 28名減   | 37歳9か月 | 14年7か月 |

(注) 使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

### 1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成26年9月30日現在）

|               |             |
|---------------|-------------|
| 2-1. 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| 2-2. 発行済株式の総数 | 26,731,033株 |
| 2-3. 株主数      | 10,018名     |
| 2-4. 上位10名の株主 |             |

| 株 主 名                         | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|----------|---------|
| 公益財団法人飯塚毅育英会                  | 36,514百株 | 13.8%   |
| 大同生命保険株式会社                    | 25,690百株 | 9.7%    |
| T K C 社 員 持 株 会               | 16,343百株 | 6.2%    |
| 公益財団法人租税資料館                   | 12,465百株 | 4.7%    |
| 飯 塚 真 玄                       | 11,282百株 | 4.3%    |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー | 7,080百株  | 2.7%    |
| 飯 塚 容 晟                       | 6,980百株  | 2.6%    |
| 東京海上日動火災保険株式会社                | 6,664百株  | 2.5%    |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社            | 5,983百株  | 2.3%    |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社              | 5,983百株  | 2.3%    |

- (注) 1. 当社は、自己株式207,733株を保有しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 3-1. 当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

(平成26年9月30日現在)

|                    |     | 第1回新株予約権                                    | 第2回新株予約権                                     |
|--------------------|-----|---------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発行決議日              |     | 平成24年2月10日                                  | 平成24年11月5日                                   |
| 新株予約権の数            |     | 270個                                        | 362個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |     | 普通株式27,000株<br>(新株予約権1個につき100株)             | 普通株式36,200株<br>(新株予約権1個につき100株)              |
| 新株予約権の払込金額         |     | 新株予約権1個当たり114,500円                          | 新株予約権1個当たり103,200円                           |
| 新株予約権の行使価額         |     | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり1円)                 | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり1円)                  |
| 権利行使期間             |     | 平成24年3月13日から<br>平成59年3月12日まで                | 平成24年12月8日から<br>平成59年12月7日まで                 |
| 役員保有状況             | 取締役 | 新株予約権の数 244個<br>目的となる株式数 24,400株<br>保有者数 9人 | 新株予約権の数 330個<br>目的となる株式数 33,000株<br>保有者数 10人 |
|                    | 監査役 | 新株予約権の数 26個<br>目的となる株式数 2,600株<br>保有者数 2人   | 新株予約権の数 32個<br>目的となる株式数 3,200株<br>保有者数 2人    |

|                    |     | 第3回新株予約権                                     |
|--------------------|-----|----------------------------------------------|
| 発行決議日              |     | 平成25年11月12日                                  |
| 新株予約権の数            |     | 330個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |     | 普通株式33,000株<br>(新株予約権1個につき100株)              |
| 新株予約権の払込金額         |     | 新株予約権1個当たり132,300円                           |
| 新株予約権の行使価額         |     | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり1円)                  |
| 権利行使期間             |     | 平成25年12月10日から<br>平成60年12月9日まで                |
| 役員保有状況             | 取締役 | 新株予約権の数 299個<br>目的となる株式数 29,900株<br>保有者数 10人 |
|                    | 監査役 | 新株予約権の数 31個<br>目的となる株式数 3,100株<br>保有者数 2人    |

- (注) 1. 社外取締役及び社外監査役が保有する新株予約権等はありません。
2. 新株予約権者である当社役員は、取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができます。その他新株予約権の行使に関する詳細な条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

### 3-2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

|                    |     |                                            |
|--------------------|-----|--------------------------------------------|
|                    |     | 第3回新株予約権                                   |
| 発行決議日              |     | 平成25年11月12日                                |
| 新株予約権の数            |     | 14個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |     | 普通株式1,400株<br>(新株予約権1個につき100株)             |
| 新株予約権の払込金額         |     | 新株予約権1個当たり132,300円                         |
| 新株予約権の行使価額         |     | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり1円)                |
| 権利行使期間             |     | 平成25年12月10日から<br>平成60年12月9日まで              |
| 交付状況               | 使用人 | 新株予約権の数 14個<br>目的となる株式数 1,400株<br>保有者数 13人 |

(注) 新株予約権者である当社使用人は、使用人の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができます。その他新株予約権の行使に関する詳細な条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

### 3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### 4-1. 取締役及び監査役の状況（平成26年9月30日現在）

| 地 位       | 氏 名                        | 担 当                              | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                  |
|-----------|----------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 飯塚まさはる<br>いづか まさはる         |                                  | 公益財団法人飯塚教育英会<br>理事長                                                              |
| 代表取締役社長   | すみ かず<br>すみ かず             | 社長執行役員<br>会計事務所事業部長              | T K C 保安サービス株式会<br>社代表取締役社長<br>株式会社スカイコム代表取<br>締役会長                              |
| 代表取締役副社長  | いわ た ひとし<br>いわ た ひとし       | 副社長執行役員<br>経営管理本部長               | T K C 金融保証株式会社代<br>表取締役副社長                                                       |
| 取 締 役     | もり みき<br>もり みき             | 常務執行役員<br>税務研究所長                 |                                                                                  |
| 取 締 役     | いづか まさのり<br>いづか まさのり       | 常務執行役員<br>会計事務所事業部営業本<br>部長      |                                                                                  |
| 取 締 役     | くろ しま おさむ<br>くろ しま おさむ     | 執行役員<br>T K C 全国会事務局長            |                                                                                  |
| 取 締 役     | あさ か ゆき<br>あさ か ゆき         | 執行役員<br>T K C 全国会副事務局長           |                                                                                  |
| 取 締 役     | ゆ湯 さわ まさお<br>ゆ湯 さわ まさお     | 執行役員<br>地方公共団体事業部長               |                                                                                  |
| 取 締 役     | ひ たか さとし<br>ひ たか さとし       | 執行役員<br>地方公共団体事業部クラ<br>ウド事業推進本部長 |                                                                                  |
| 取 締 役     | うお たに ひとし<br>うお たに ひとし     | 執行役員<br>会計事務所事業部システ<br>ム開発研究所長   |                                                                                  |
| 取 締 役     | い とう よしひさ<br>い とう よしひさ     | 執行役員<br>会計事務所事業部営業企<br>画部長       |                                                                                  |
| 取 締 役     | さい とう やす<br>さい とう やす       |                                  | 税理士法人トップ代表社員                                                                     |
| 常 勤 監 査 役 | さかい としひこ<br>さかい としひこ       |                                  |                                                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | さくら おか としあき<br>さくら おか としあき |                                  |                                                                                  |
| 監 査 役     | なが た とみひこ<br>なが た とみひこ     |                                  | 株式会社永田ビジネスサポ<br>ート代表取締役<br>社会福祉法人ふたば会理事<br>長                                     |
| 監 査 役     | たか しま よしき<br>たか しま よしき     |                                  | 柴田・山口・高島法律事務<br>所パートナー弁護士<br>東京ラインプリンタ印刷株<br>式会社社外監査役<br>T K C 金融保証株式会社社<br>外監査役 |

- (注) 1. 取締役齋藤保幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役永田智彦氏及び監査役高島良樹氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役堺利彦氏及び常勤監査役櫻岡敏明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役永田智彦氏は、税理士の資格を有しており、また監査役高島良樹氏は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役齋藤保幸氏、監査役永田智彦氏及び監査役高島良樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。  
平成25年12月20日開催の第47期定時株主総会において、新たに伊藤義久氏が取締役に選任され、同日付で就任いたしました。

**4－2. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項**  
該当事項はありません。

#### 4-3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 総 額       |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 12名<br>(1名) | 316百万円<br>(12百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(2名)  | 61百万円<br>(24百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 16名<br>(3名) | 377百万円<br>(36百万円) |

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は12名（うち社外取締役は1名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。また、別枠で、平成23年12月22日開催の第45期定時株主総会において、ストックオプション報酬限度額として年額150百万円と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額80百万円と決議いただいております。また、別枠で、平成23年12月22日開催の第45期定時株主総会において、ストックオプション報酬限度額として年額24百万円と決議いただいております。
4. 上記報酬等の総額には、ストックオプションによる報酬額43百万円（社外取締役を除く取締役10名に対し39百万円、社外監査役を除く監査役2名に対し4百万円）も含まれております。

#### 4-4. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4-5. 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者又は社外役員等との重要な兼職に関する事項

| 地 位   | 氏 名     | 兼 職 す る 法 人 等                                   | 兼 職 の 内 容                  |
|-------|---------|-------------------------------------------------|----------------------------|
| 取 締 役 | 齋 藤 保 幸 | 税理士法人トップ                                        | 代表社員                       |
| 監 査 役 | 永 田 智 彦 | 株式会社永田ビジネスサポート<br>社会福祉法人ふたば会                    | 代表取締役<br>理事長               |
| 監 査 役 | 高 島 良 樹 | 柴田・山口・高島法律事務所<br>東京ラインプリンタ印刷株式会社<br>TKC金融保証株式会社 | パートナー弁護士<br>社外監査役<br>社外監査役 |

- (注) 1. 当社と税理士法人トップとの間には開示すべき重要な取引はございません。
2. 当社と株式会社永田ビジネスサポート及び社会福祉法人ふたば会との間には開示すべき重要な取引はございません。
3. 当社と柴田・山口・高島法律事務所、東京ラインプリンタ印刷株式会社及びTKC金融保証株式会社との間には開示すべき重要な取引はございません。

##### ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

##### ③ 各社外役員の主な活動状況

###### 1) 取締役会及び監査役会への出席状況

| 区 分         | 取締役会 (16回開催) |       | 監査役会 (6回開催) |        |
|-------------|--------------|-------|-------------|--------|
|             | 出席回数         | 出席率   | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役 齋 藤 保 幸 | 13回          | 81.3% | —           | —      |
| 監査役 永 田 智 彦 | 14回          | 87.5% | 6回          | 100.0% |
| 監査役 高 島 良 樹 | 14回          | 87.5% | 6回          | 100.0% |

###### 2) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役齋藤保幸氏は、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための発言を行っております。

監査役永田智彦氏及び監査役高島良樹氏は、主にコンプライアンス（順法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。また、両氏は監査役会において主に法令・定款等の順守状況に関し、監査役永田智彦氏は税理士として、また監査役高島良樹氏は弁護士としてそれぞれ専門的見地からの発言を行っております。

#### ④ 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

#### ⑤ 親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

### 5. 会計監査人に関する事項

#### 5-1. 名称

新日本有限責任監査法人

#### 5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

#### 5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

#### 5-4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

#### 5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

**5-6. 当事業年度に係る報酬等の額** 45百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載していません。

**5-7. 非監査業務の内容**

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書(日本公認会計士協会 平成23年12月22日)」に基づいて、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務を委託しております。なお、その対価として9百万円を支払っております。

**5-8. 子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額**

該当事項はありません。

**5-9. 解任又は不再任の決定の方針**

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を株主総会に上程することといたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第5項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりであります。

### 【1】当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針

#### （会社法第362条第4項第6号前段関連）

- ① 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を遵守するとともに、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。
- ② 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行するとともに、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。
- ③ 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けるとともに、その顛末を取締役会に報告しなければならない。
- ④ 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。
- ⑤ 取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。

- ⑥ 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べるとともに、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。
- ⑦ 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録とともに、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。
- ⑧ 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。
- ⑨ 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。
- ⑩ 取締役は、会社の最高幹部として、『TKC企業行動憲章2006』の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚するとともに、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除するとともに、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。

## 【2】会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号後段関連)

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

(会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ② 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（【1】⑦）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

- ③ 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ④ 前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
  - 1. 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。
  - 2. 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。
  - 3. その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。
- ⑤ 前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

## (2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号関連）

### （2-1）戦略リスクの管理に関する規定

- ① 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。
- ② すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。
- ③ 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けたときは、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断したときは、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。
  - 1. 当社の経営理念への準拠性
  - 2. コンプライアンス

3. 期待される顧客のビジネスへの貢献度
  4. 予想される顧客からの評価
  5. 技術的な実行可能性
  6. 必要となる資金とコスト
  7. その他、業務提携先との信義則等
- ④ 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、常務取締役以上の取締役全員及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の前2項に係る事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定するものとする。
- ⑤ 常務取締役以上の役付取締役への昇格及び役付取締役の取締役への降格については、代表取締役社長が他の代表取締役と協議の上で決定し、取締役会の承認を得て確定するものとする。

## (2-2) オペレーション・リスクの管理に関する規定

### (2-2-1) 全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- ① オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。
1. 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）
  2. 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）
- なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。
- ② 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。
1. 緊急度の高いもの。
  2. コンプライアンスに関するもの。
  3. 当社の守秘義務に関するもの。
  4. 資産の保全と会計に関するもの。
  5. 業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。
  6. 職場環境と労務管理に関するもの。
  7. その他必要と認めるもの。

- ③ 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。
- ④ 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。
- ⑤ 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- ⑥ 担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。
- ⑦ すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の遵守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。
- ⑧ 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

#### **（2-2-2）特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定**

- ① 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。
  - 1. システム開発研究所業務改善委員会
  - 2. 自治体システム開発運用部門業務改善委員会
  - 3. 統合情報センター業務改善委員会
  - 4. SCGサービスセンター業務改善委員会
  - 5. 自治体営業部門業務改善委員会
  - 6. サプライ事業部業務改善委員会
  - 7. 東京本社業務改善委員会
  - 8. 人事給与制度改善委員会
  - 9. リスク管理委員会
  - 10. その他取締役会が新設すべきと決定した委員会

- ② 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。
- ③ 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、（２－２－１）に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

### （２－２－３）ハザード・リスクその他の管理に関する規定

- ① 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
- ② 法令等に抵触する虞のある事案が発生したときは、法務担当取締役の責任の下、経営管理本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令遵守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

### （３）取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### （会社法施行規則第100条第1項第3号関連）

- ① 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催される。
- ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
- ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」及び「資金計画書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。

- ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。
- ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
- ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させるとともに、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

#### (4) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第4号関連)

- ① 従業員による法令等の遵守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成するとともに、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。
- ② 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
- ③ 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認するとともに、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。

- ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内でのパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存することを検討する。
- ⑥ 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

#### (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (会社法施行規則第100条第1項第5号関連)

- ① 当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結するとともに、経営管理本部の長を責任者とするグループ監査室を設置する。
- ② グループ監査室は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び経営管理本部並びに関係部門の長に報告される体制を構築する。
- ③ 当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む。）又は会計処理を防止するため、グループ監査室は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。
- ④ 当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を社外取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えるとともに、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見直し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。

#### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

##### (会社法施行規則第100条第3項第1号関連)

- ① 監査役の職務を補助すべき部門として新たに監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)**

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命及び異動については、監査役会と協議する。
- ② 監査役室に勤務する従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見に従うものとする。

**(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

**(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)**

- ① すべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
  1. 当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
  2. 当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
  3. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  4. 当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
  5. 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③ 取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
- ④ 監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べる事が期待される。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

**(会社法施行規則第100条第3項第4号関連)**

- ① 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ② 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

- ③ 監査役は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、中間期監査及び決算監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受けるものとする。
- ④ 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、経営管理本部担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部長を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役会に提出することを期待する。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針に関する事項

当社は、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりませんので、該当事項はありません。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 百分率は小数第2位を四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

(平成26年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>    |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>31,624</b> | <b>流動負債</b>      | <b>11,443</b> |
| 現金及び預金          | 21,581        | 買掛金              | 3,155         |
| 売掛金             | 6,816         | リース債務            | 31            |
| リース投資資産         | 31            | 未払金              | 2,137         |
| 商品              | 110           | 未払法人税等           | 1,774         |
| 仕掛品             | 376           | 未払事業所税           | 49            |
| 原材料及び貯蔵品        | 92            | 未払消費税等           | 577           |
| 前払費用            | 314           | 前受金              | 250           |
| 未収入金            | 26            | 預り金              | 326           |
| 繰延税金資産          | 2,045         | 賞与引当金            | 2,560         |
| その他の資産          | 265           | 設備未払金            | 580           |
| 貸倒引当金           | △36           | <b>固定負債</b>      | <b>1,504</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>38,257</b> | リース債務            | 100           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>12,319</b> | 退職給付引当金          | 651           |
| 建物              | 5,114         | その他              | 752           |
| 構築物             | 113           | <b>負債合計</b>      | <b>12,948</b> |
| 車両運搬具           | 3             | <b>(純資産の部)</b>   |               |
| 工具、器具及び備品       | 997           | <b>株主資本</b>      | <b>56,458</b> |
| 土地              | 6,091         | 資本金              | 5,700         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,658</b>  | 資本剰余金            | 5,409         |
| ソフトウェア          | 773           | 資本準備金            | 5,409         |
| ソフトウェア仮勘定       | 1,856         | 利益剰余金            | 45,753        |
| 電話加入権           | 28            | 利益準備金            | 688           |
| その他             | 0             | その他利益剰余金         | 45,064        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>23,280</b> | 別途積立金            | 42,057        |
| 投資有価証券          | 6,594         | 繰越利益剰余金          | 3,007         |
| 関係会社株式          | 349           | 自己株式             | △403          |
| 出資金             | 100           | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>374</b>    |
| 長期貸付金           | 12            | その他有価証券評価差額金     | 374           |
| 長期前払費用          | 74            | <b>新株予約権</b>     | <b>100</b>    |
| 繰延税金資産          | 2,545         |                  |               |
| 長期預金            | 12,200        |                  |               |
| 差入保証金           | 1,294         |                  |               |
| 長期リース投資資産       | 100           |                  |               |
| その他             | 9             |                  |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>69,882</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>56,934</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>69,882</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   |        |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高                 |       | 50,616 |
| 売 上 原 価               |       | 18,120 |
| 売 上 総 利 益             |       | 32,495 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 26,335 |
| 営 業 利 益               |       | 6,160  |
| 営 業 外 収 益             |       |        |
| 受 取 利 息               | 18    |        |
| 受 取 配 当 金             | 105   |        |
| 受 取 地 代 家 賃           | 40    |        |
| そ の 他                 | 43    | 208    |
| 営 業 外 費 用             |       |        |
| 為 替 差 損               | 0     |        |
| そ の 他                 | 0     | 1      |
| 経 常 利 益               |       | 6,367  |
| 特 別 利 益               |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 1     | 1      |
| 特 別 損 失               |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 8     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 34    |        |
| 減 損 損 失               | 21    | 64     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 6,303  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,746 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △23   | 2,722  |
| 当 期 純 利 益             |       | 3,581  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |             |       |              |        |        |            |             |
|-------------------------|-------|-------|-------------|-------|--------------|--------|--------|------------|-------------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |             | 利益剰余金 |              |        | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |             |
|                         |       | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他<br>利益剰余金 |        |        |            | 利益剰余金<br>合計 |
|                         |       |       |             | 別途積立金 | 繰越<br>利益剰余金  |        |        |            |             |
| 当期首残高                   | 5,700 | 5,409 | 5,409       | 688   | 39,557       | 3,096  | 43,342 | △191       | 54,260      |
| 当期変動額                   |       |       |             |       |              |        |        |            |             |
| 別途積立金の積立                |       |       |             |       | 2,500        | △2,500 | -      |            | -           |
| 剰余金の配当                  |       |       |             |       |              | △1,171 | △1,171 |            | △1,171      |
| 当期純利益                   |       |       |             |       |              | 3,581  | 3,581  |            | 3,581       |
| 自己株式の取得                 |       |       |             |       |              |        |        | △211       | △211        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |       |       |             |       |              |        |        |            |             |
| 当期変動額合計                 | -     | -     | -           | -     | 2,500        | △89    | 2,410  | △211       | 2,198       |
| 当期末残高                   | 5,700 | 5,409 | 5,409       | 688   | 42,057       | 3,007  | 45,753 | △403       | 56,458      |

|                         | 評価・換算差額等             |                    | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|----------------------|--------------------|-------|--------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・<br>換算差額等<br>合計 |       |        |
| 当期首残高                   | 163                  | 163                | 55    | 54,479 |
| 当期変動額                   |                      |                    |       |        |
| 別途積立金の積立                |                      |                    |       | -      |
| 剰余金の配当                  |                      |                    |       | △1,171 |
| 当期純利益                   |                      |                    |       | 3,581  |
| 自己株式の取得                 |                      |                    |       | △211   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 211                  | 211                | 45    | 256    |
| 当期変動額合計                 | 211                  | 211                | 45    | 2,454  |
| 当期末残高                   | 374                  | 374                | 100   | 56,934 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式  
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 時価のないもの  
移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・原材料  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 仕掛品  
進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
  - ① ソフトウェア
    - 1) 市場販売目的のソフトウェア  
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
    - 2) 自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間を5年とする定額法
  - ② その他  
定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

##### (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

##### (2) その他のプロジェクト

工事完成基準

#### 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度を適用しております。

## II 追加情報

### (退職給付信託の設定)

当社は、当事業年度において、退職給付財政の健全化を図るため、退職給付信託に現金3,000百万円を拠出しました。これにより、退職給付引当金の残高が同額減少しております。

### Ⅲ 貸借対照表に関する注記

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 16,471百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 |           |
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権    | 18百万円     |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債務    | 499百万円    |

### Ⅳ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| (1) 売上高    | 35百万円    |
| (2) 仕入高    | 2,102百万円 |
| (3) 営業費用   | 1,387百万円 |
| (4) 営業取引以外 | 14百万円    |

### Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数                      普通株式                      207,733株

### Ⅵ 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                 |          |
|-----------------|----------|
| ソフトウェア制作費等      | 1,959百万円 |
| 賞与引当金           | 906百万円   |
| 退職給付引当金         | 230百万円   |
| 退職給付信託          | 1,062百万円 |
| 未払事業税           | 121百万円   |
| 投資有価証券評価損       | 101百万円   |
| 未払役員退職慰労金       | 144百万円   |
| 賞与引当金に対応する法定福利費 | 131百万円   |
| 資産除去債務          | 115百万円   |
| 減損損失            | 146百万円   |
| その他             | 204百万円   |

---

|    |          |
|----|----------|
| 小計 | 5,122百万円 |
|----|----------|

|        |         |
|--------|---------|
| 評価性引当額 | △316百万円 |
|--------|---------|

---

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産合計 | 4,805百万円 |
|----------|----------|

繰延税金負債

|                 |        |
|-----------------|--------|
| その他有価証券評価差額金    | 184百万円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 30百万円  |

---

|          |        |
|----------|--------|
| 繰延税金負債合計 | 215百万円 |
|----------|--------|

---

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産の純額 | 4,590百万円 |
|-----------|----------|

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の37.8%から35.4%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は140百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員及び個人主要株主等

| 属性                                                          | 会社等の名称又は氏名                           | 所在地                | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容      |          | 取引の内容         | 取引金額(百万円) | 科目  | 期末残高(百万円) |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|---------------|-----------|-------------------|-----------|----------|---------------|-----------|-----|-----------|
|                                                             |                                      |                    |               |           |                   | 役員・兼務等(人) | 事業上の関係   |               |           |     |           |
| 役員                                                          | 永田智彦                                 | —                  | —             | 税理士       | (被所有) 直接(0.0)     | —         | 情報処理の受託等 | 情報処理の受託等(注1②) | 16        | 売掛金 | 1         |
| 役員<br>の<br>近親者                                              | 飯塚るな子<br>(当社代表取締役会長<br>飯塚真玄の<br>近親者) | —                  | —             | —         | —                 | —         | —        | 建物の賃借(注1①)    | 98        | —   | —         |
| 役員<br>及び<br>近親者<br>が<br>権限<br>の<br>過半<br>を<br>有<br>する<br>会社 | 税理士法人<br>トップ<br>(注2)                 | 静岡県<br>沼津市         | 6             | 税理士<br>法人 | —                 | 兼任<br>1名  | 情報処理の受託等 | 情報処理の受託等(注1②) | 16        | 売掛金 | 2         |
|                                                             | 税理士法人<br>大藤所<br>(注3)                 | 宮城県<br>仙台市<br>宮城野区 | 9             | 税理士<br>法人 | —                 | —         | 情報処理の受託等 | 情報処理の受託等(注1②) | 14        | 売掛金 | 1         |

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ① 賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。
- ② 情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。
2. 当社取締役齋藤保幸氏の共同設立法人であります。
3. 当社代表取締役社長角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。
4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

## Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,142円76銭
2. 1株当たり当期純利益 134円68銭

## Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年11月7日

株式会社 T K C

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 林 三子雄 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 毛 利 篤 雄 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 裕 一 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TKCの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結貸借対照表

(平成26年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>    |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>34,944</b> | <b>流動負債</b>      | <b>13,281</b> |
| 現金及び預金          | 23,625        | 買掛金              | 3,296         |
| 受取手形及び売掛金       | 7,685         | 短期借入金            | 328           |
| リース投資資産         | 31            | リース債務            | 56            |
| 商品及び製品          | 320           | 未払金              | 3,710         |
| 仕掛品             | 428           | 未払法人税等           | 1,783         |
| 原材料及び貯蔵品        | 121           | 未払消費税等           | 633           |
| 繰延税金資産          | 2,130         | 賞与引当金            | 2,708         |
| その他             | 637           | その他              | 764           |
| 貸倒引当金           | △37           | <b>固定負債</b>      | <b>2,078</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>40,321</b> | リース債務            | 164           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,668</b> | 退職給付に係る負債        | 1,084         |
| 建物及び構築物         | 5,364         | その他              | 829           |
| 機械装置及び運搬具       | 443           | <b>負債合計</b>      | <b>15,359</b> |
| 工具、器具及び備品       | 1,011         | <b>(純資産の部)</b>   |               |
| 土地              | 6,334         | <b>株主資本</b>      | <b>58,102</b> |
| リース資産           | 84            | 資本金              | 5,700         |
| 建設仮勘定           | 428           | 資本剰余金            | 5,409         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,744</b>  | 利益剰余金            | 47,399        |
| ソフトウェア          | 835           | 自己株式             | △406          |
| ソフトウェア仮勘定       | 1,877         | その他の包括利益累計額      | 388           |
| その他             | 31            | その他有価証券評価差額金     | 388           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>23,908</b> | <b>新株予約権</b>     | <b>100</b>    |
| 投資有価証券          | 6,702         | <b>少数株主持分</b>    | <b>1,315</b>  |
| 関係会社株式          | 148           | <b>純資産合計</b>     | <b>59,906</b> |
| 長期貸付金           | 17            | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>75,266</b> |
| 繰延税金資産          | 2,694         |                  |               |
| 長期預金            | 12,700        |                  |               |
| 差入保証金           | 1,349         |                  |               |
| 長期リース投資資産       | 100           |                  |               |
| その他             | 195           |                  |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>75,266</b> |                  |               |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金     | 額      |
|----------------|-------|--------|
| 売 上 高          |       | 54,502 |
| 売 上 原 価        |       | 20,389 |
| 売 上 総 利 益      |       | 34,112 |
| 販売費及び一般管理費     |       | 27,920 |
| 営 業 利 益        |       | 6,192  |
| 営 業 外 収 益      |       |        |
| 受 取 利 息        | 19    |        |
| 受 取 配 当 金      | 101   |        |
| 受 取 地 代 家 賃    | 35    |        |
| 持分法による投資利益     | 12    |        |
| そ の 他          | 43    | 212    |
| 営 業 外 費 用      |       |        |
| 支 払 利 息        | 1     |        |
| 為 替 差 損        | 0     |        |
| そ の 他          | 0     | 3      |
| 経 常 利 益        |       | 6,401  |
| 特 別 利 益        |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益  | 2     | 2      |
| 特 別 損 失        |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 損  | 8     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損  | 35    |        |
| 減 損 損 失        | 21    | 65     |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 6,338  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 2,767 |        |
| 法人税等調整額        | △36   | 2,731  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 3,607  |
| 少数株主利益         |       | 3      |
| 当 期 純 利 益      |       | 3,604  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |        |      |        |
|---------------------|-------|-------|--------|------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高               | 5,700 | 5,409 | 44,966 | △194 | 55,880 |
| 当期変動額               |       |       |        |      |        |
| 剰余金の配当              |       |       | △1,171 |      | △1,171 |
| 当期純利益               |       |       | 3,604  |      | 3,604  |
| 自己株式の取得             |       |       |        | △211 | △211   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |       |       |        |      |        |
| 当期変動額合計             | —     | —     | 2,433  | △211 | 2,221  |
| 当期末残高               | 5,700 | 5,409 | 47,399 | △406 | 58,102 |

|                     | その他の包括利益累計額  |               | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|---------------|-------|--------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |       |        |        |
| 当期首残高               | 172          | 172           | 55    | 1,312  | 57,421 |
| 当期変動額               |              |               |       |        |        |
| 剰余金の配当              |              |               |       |        | △1,171 |
| 当期純利益               |              |               |       |        | 3,604  |
| 自己株式の取得             |              |               |       |        | △211   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 216          | 216           | 45    | 2      | 263    |
| 当期変動額合計             | 216          | 216           | 45    | 2      | 2,484  |
| 当期末残高               | 388          | 388           | 100   | 1,315  | 59,906 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称
  - 東京ラインプリンタ印刷株式会社
  - 株式会社スカイコム
  - T K C 保安サービス株式会社子会社は全て連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称
  - 株式会社T K C 出版

#### 3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - ①有価証券の評価基準及び評価方法
    - その他有価証券
      - a. 時価のあるもの
        - 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - b. 時価のないもの
        - 移動平均法による原価法
  - ②たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - 1) 商品・原材料
      - 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 2) 製品
      - 進捗度を加味した売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 3) 仕掛品
      - 進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 4) 貯蔵品
      - 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウェア

a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

2) その他

定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他のプロジェクト

工事完成基準

#### (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度を適用しております。

## II 会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しているため、当該変更による影響はありません。

## III 追加情報

（退職給付信託の設定）

当社は、当連結会計年度において、退職給付財政の健全化を図るため、退職給付信託に現金3,000百万円を拠出しました。これにより、退職給付に係る負債の残高が同額減少しております。

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については、従来の37.8%から35.4%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は144百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

#### IV 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

21,382百万円

#### V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|         | 当連結会計年度期<br>首株式数(千株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(千株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(千株) | 当連結会計年度<br>末株式数(千株) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式   |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式    | 26,731               | —                    | —                    | 26,731              |
| 合計      | 26,731               | —                    | —                    | 26,731              |
| 自己株式    |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式(注) | 118                  | 91                   | —                    | 209                 |
| 合計      | 118                  | 91                   | —                    | 209                 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加91千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加90千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

##### 2. 剰余金の配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成25年12月20日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 585             | 22              | 平成25年9月30日 | 平成25年12月24日 |
| 平成26年5月12日<br>取締役会    | 普通株式  | 585             | 22              | 平成26年3月31日 | 平成26年6月16日  |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-----------------|--------|---------------------|------------|-------------|
| 平成26年12月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 583             | 利益剰余金  | 22                  | 平成26年9月30日 | 平成26年12月22日 |

##### 3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

85,800株

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的の時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|---------------|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 現金及び預金    | 23,625              | 23,625       | —            |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 7,685               |              |              |
| 貸倒引当金         | △37                 |              |              |
|               | 7,648               | 7,648        | —            |
| (3) 投資有価証券    |                     |              |              |
| その他有価証券       | 6,248               | 6,248        | —            |
| (4) 長期預金      | 12,700              | 12,702       | 2            |
| 資産計           | 50,223              | 50,226       | 2            |
| (1) 買掛金       | 3,296               | 3,296        | —            |
| (2) 未払金       | 3,710               | 3,710        | —            |
| 負債計           | 7,006               | 7,006        | —            |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (注) 2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額453百万円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額148百万円)は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 其他有価証券」に含めておりません。

## Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,205円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 135円55銭   |

## Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年11月7日

株式会社 T K C

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 林 三子雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 毛 利 篤 雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 裕 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TKCの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年11月10日

## 株式会社 T K C 監査役会

|       |    |    |   |
|-------|----|----|---|
| 常勤監査役 | 堺  | 利彦 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 櫻岡 | 敏明 | ㊟ |
| 社外監査役 | 永田 | 智彦 | ㊟ |
| 社外監査役 | 高島 | 良樹 | ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆様のご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客様のビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての株主資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭に置きながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定してきております。

そのような基本方針に基づき、配当性向につきましては、33.3%を目安とすることにしております。

第48期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

株主の皆様にご敬意と感謝の意を表するため、当期末の1株当たりの配当金につきましては、普通配当22円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、583,512,600円となります。

なお、既に実施済の中間配当金1株当たり普通配当22円と合わせて、年間としては1株当たり44円となり、当期の配当性向は32.7%となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年12月22日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、相当額を内部留保すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 2,400,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 2,400,000,000円

**第2号議案 取締役11名選任の件**

現任取締役12名は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了となりません。

つきましては、本定時株主総会終結の時をもちまして退任される森幹雄氏、黒島修氏及び浅香智之氏の3名を除く現任取締役9名に、経営陣の強化を図るため、新たに取締役候補者 芦川浩士氏及び伊藤誠氏の2名を加えた計11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の略歴等は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                               | (1) 所有する当社株式の数<br>(2) 当社との間の特別の利害関係 |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1     | 飯塚 真 玄<br>(昭和18年2月5日生) | 昭和43年4月 当社入社<br>昭和46年12月 当社取締役<br>昭和52年12月 当社代表取締役専務<br>昭和58年12月 当社代表取締役社長<br>平成20年12月 当社代表取締役会長 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>公益財団法人飯塚教育英会理事長 | (1) 11,282百株<br>(2) なし              |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                 | 略歴、当社における地位、担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係 |
|-----------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 2         | す み 角 か ず 一 幸<br>(昭和23年9月28日生)     | 昭和47年3月 当社入社<br>平成2年12月 当社取締役 営業本部副<br>部長<br>平成9年4月 当社取締役 地方公共団体<br>事業部副部長<br>平成9年5月 当社常務取締役 地方公共<br>団体事業部副部長<br>平成10年12月 当社常務取締役 地方公共<br>団体事業部長<br>平成13年12月 当社専務取締役 地方公共<br>団体事業部長<br>平成18年12月 当社取締役 専務執行役員<br>地方公共団体事業部長<br>平成20年12月 当社代表取締役 副社長執<br>行役員 地方公共団体事業<br>部長<br>平成23年12月 当社代表取締役 社長執行<br>役員 会計事務所事業部長<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>T K C 保安サービス株式会社代表取締役<br>社長<br>株式会社スカイコム代表取締役会長 | (1) 213百株<br>(2) 後記欄外<br>(注)5. ①            |
| 3         | い わ 岩 た 田 ひ と し 仁<br>(昭和32年3月31日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成12年12月 当社取締役 総務本部長<br>平成16年9月 当社取締役 経営管理本<br>部長<br>平成17年12月 当社常務取締役 経営管理<br>本部長<br>平成18年12月 当社取締役 常務執行役員<br>経営管理本部長<br>平成20年12月 当社代表取締役 副社長執<br>行役員 経営管理本部長<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>T K C 金融保証株式会社代表取締役副社<br>長                                                                                                                                                           | (1) 57百株<br>(2) 後記欄外<br>(注)5. ②             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                      | 略歴、当社における地位、担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 4         | いい づか まさ のり<br>飯 塚 真 規<br>(昭和50年3月12日生) | 平成14年4月 当社入社<br>平成22年12月 当社取締役 執行役員 会<br>計事務所事業部 企業情報<br>システム営業本部担当兼G<br>プロジェクト推進本部長<br>平成24年10月 当社取締役 執行役員 会<br>計事務所事業部 企業情報<br>システム営業本部長<br>平成24年12月 当社取締役 常務執行役員<br>会計事務所事業部 企業情<br>報システム営業本部長<br>平成26年4月 当社取締役 常務執行役員<br>会計事務所事業部 営業本<br>部長 (現任) | (1) 64百株<br>(2) なし                          |
| 5         | ゆ ざわ まさ お<br>湯 澤 正 夫<br>(昭和34年1月16日生)   | 昭和54年4月 当社入社<br>平成18年12月 当社執行役員 地方公共団<br>体事業部 営業企画本部長<br>平成23年12月 当社取締役 執行役員 地<br>方公共団体事業部長 (現<br>任)                                                                                                                                                 | (1) 37百株<br>(2) なし                          |
| 6         | ひ たか さとし<br>飛 鷹 聡<br>(昭和46年1月19日生)      | 平成15年4月 当社入社<br>平成22年12月 当社執行役員 地方公共団<br>体事業部 営業企画本部A<br>S P サービス推進部長<br>平成23年12月 当社取締役 執行役員 地<br>方公共団体事業部 クラウ<br>ド事業推進本部長 (現任)                                                                                                                      | (1) 13百株<br>(2) なし                          |
| 7         | うお たに ひと し<br>魚 谷 仁 司<br>(昭和42年8月3日生)   | 平成3年4月 当社入社<br>平成24年6月 当社執行役員 会計事務所<br>事業部 システム開発研究<br>所企業情報システム開発セ<br>ンター長<br>平成24年10月 当社執行役員 会計事務所<br>事業部 システム開発研究<br>所長<br>平成24年12月 当社取締役 執行役員 会<br>計事務所事業部 システム<br>開発研究所長 (現任)                                                                   | (1) 18百株<br>(2) なし                          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                      | 略歴、当社における地位、担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                         | (1) 所有する当社<br>株式の数<br>(2) 当社との間の<br>特別の利害関係 |
|-----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 8         | い とう よし ひさ<br>伊 藤 義 久<br>(昭和42年4月2日生)   | 平成2年4月 当社入社<br>平成19年12月 当社執行役員 システム開<br>発研究所 ユーザ・インタ<br>ーフェイス設計本部長<br>平成22年10月 当社執行役員 会計事務所<br>事業部 営業企画本部長<br>平成25年12月 当社取締役 執行役員 会<br>計事務所事業部 営業企画<br>本部長<br>平成26年4月 当社取締役 執行役員 会<br>計事務所事業部 営業企画<br>部長 (現任) | (1) 28百株<br>(2) なし                          |
| 9         | さい とう やす ひさ<br>齋 藤 保 幸<br>(昭和31年6月21日生) | 昭和60年2月 税理士登録<br>昭和60年4月 同開業<br>平成22年1月 税理士法人トップ代表社員<br>(現任)<br>平成22年12月 当社取締役 (現任)                                                                                                                           | (1) 25百株<br>(2) 後記欄外<br>(注) 5. ③            |
| 10        | あし かわ ひろ し<br>芦 川 浩 士<br>(昭和35年10月17日生) | 昭和61年7月 税理士登録<br>昭和61年7月 同開業<br>株式会社MACOS&芦川<br>会計事務所所長 (現任)                                                                                                                                                  | (1) 10百株<br>(2) 後記欄外<br>(注) 5. ④            |
| 11        | い とう まこと<br>伊 藤 誠<br>(昭和31年9月2日生)       | 昭和54年4月 国税庁入庁<br>平成25年6月 国税庁徴収部長<br>平成25年7月 国税庁退職<br>平成26年9月 当社入社 税務研究所副所<br>長 (現任)                                                                                                                           | (1) 一百株<br>(2) なし                           |

- (注) 1. 齋藤保幸氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。
2. 芦川浩士氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏について、選任が承認された場合には、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定です。
3. 齋藤保幸氏及び芦川浩士氏には、過去において会社の経営に直接関与したことはありませんが、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための発言・助言・提言を期待しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 当社は、当社定款に基づいて社外取締役との間で、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結できる旨規定しており、齋藤保幸氏の選任が承認された場合には、あらためて契約を締結する予定であります。また、芦川浩士氏の選任が承認された場合には、新たに契約を締結する予定であります。
5. 「当社との間の特別の利害関係」欄の注記は次のとおりです。  
 注①：TKC保安サービス株式会社及び株式会社スカイコムを代表して当社と取引を行っています。  
 注②：TKC金融保証株式会社を代表して当社と取引を行っています。  
 注③：税理士法人トップを代表して当社と取引を行っています。  
 注④：株式会社MACOS & 芦川会計事務所を代表して当社と取引を行っています。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

現任監査役4名のうち堺利彦氏は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了により退任いたします。

つきましては、新たに監査役候補者飯田正孝氏の選任をお願いするものであります。

監査役候補者の略歴等は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                         | (1) 所有する当社株式の数<br>(2) 当社との間の特別の利害関係 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 飯田正孝<br>(昭和29年12月8日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>平成16年4月 当社内部監査部課長<br>平成17年10月 当社内部監査部次長<br>平成23年1月 当社内部監査部部长 (現任) | (1) 35百株<br>(2) なし                  |

以上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）議決権行使サイトはパソコン向けサイトのみで、携帯電話向けサイトはありません。
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成26年12月18日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

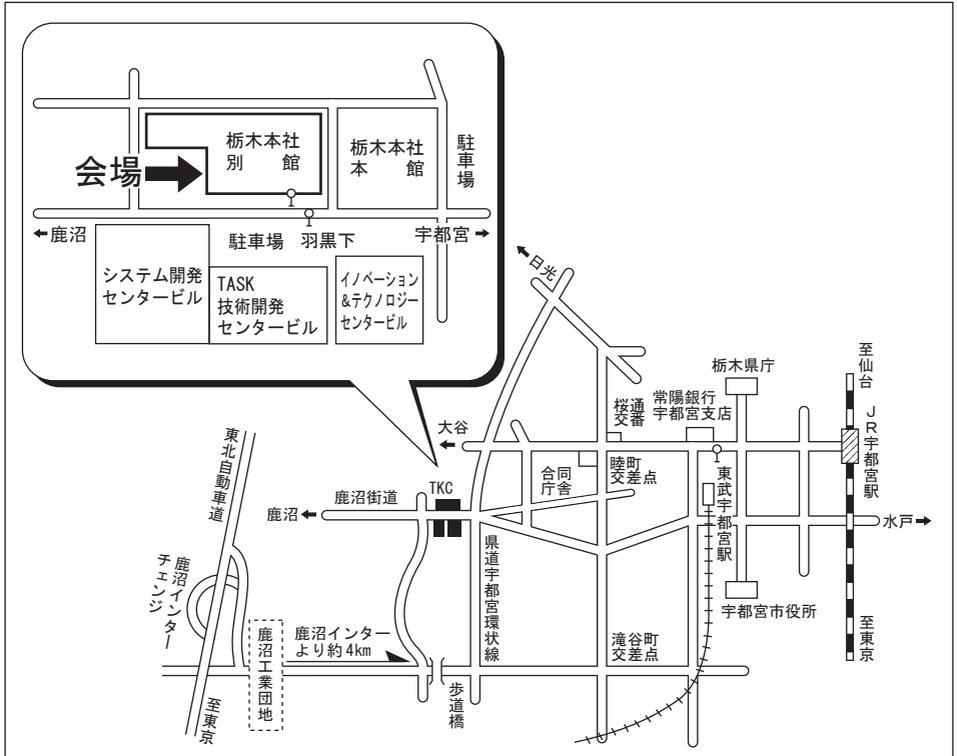
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以 上



## 会場ご案内図



### 交通機関

- JR宇都宮線・JR東北新幹線：JR宇都宮駅下車  
 JR宇都宮駅西口バスターミナル10番乗り場より  
 関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、  
 「羽黒下」バス停にて下車  
 (所要時間25～40分)
- 東武宇都宮線：東武宇都宮駅下車  
 「東武宇都宮駅前」バス停より  
 関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、  
 「羽黒下」バス停にて下車  
 (所要時間20～30分)